

## 事業者のみなさまへ

公民館では多様化する地域のニーズに応えるため、様々な専門性やスキルのある事業者の力を必要としています。

地域の方々と共に学びを支える仲間になりましょう！

## 公民館と事業者との連携事例



### 公民館から地域につながる！

公民館主催事業での講師をきっかけに、今では各団体が病院と直接連携して、夏祭りのブースや地域での健康よろず相談を行うなど、住民の安心につながる存在になっています。

### 一緒に地域を元気に！

公民館からの依頼で、運輸関係の地元企業が日頃の業務についての講演を開催。多くの方が興味を持って参加され、その後も地域や小学生の授業等でのつながりが続いています。



### 地域づくりの仲間として必要とされています！

高齢者に優しいまちづくりに向けての会議に、地元商店街も参加。意見交換の場を通じて、よりよい協力体制が築かれています。



## 利用案内

**利用時間** 午前9時～午後10時  
※受付時間は午前9時～午後5時

**休館日** 毎月末日  
5月3日～5月5日  
8月13日～8月15日  
12月29日～1月3日  
※臨時休館あり(公民館だよりに掲載)

**設備** 講堂、学習室、和室、児童等集会室、地域団体室など

**専用利用** 事前に公民館へお問い合わせの上、利用許可申請書の提出が必要

## 料金について

住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の支援に資する利用、行政機関による市民サービスのための利用	無料
上記以外で認められる利用	講堂 1時間 600円 その他の室 1時間 350円

## ご利用上の注意

社会教育法第23条、福岡市公民館条例第4条により、以下の事業・行為は禁止されています。

- ・もっぱら営利を目的とした事業等(例:勧誘・販売行為、有料講演会など)
- ・特定の政党の利害に関する事業等
- ・特定の宗教を支持、支援する事業等
- ・施設管理上、支障となる行為

## 市民局コミュニティ推進部公民館支援課

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL:092-711-4654

FAX:092-733-5595

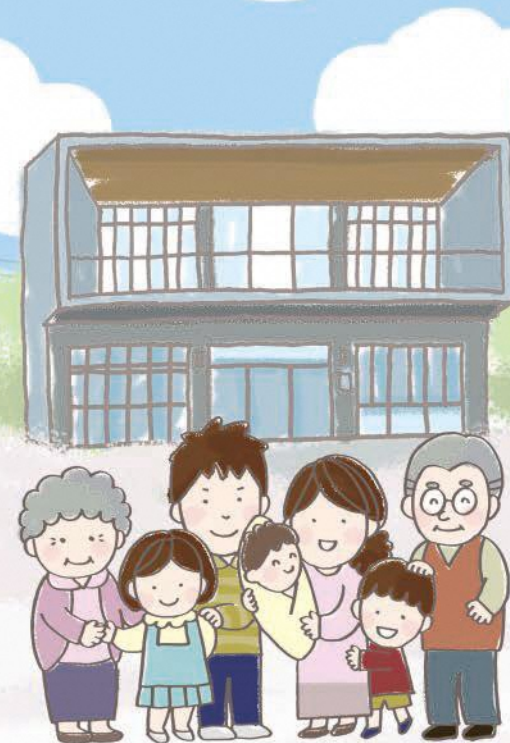
e-mail:kominkanshien.CAB@city.fukuoka.lg.jp

駐車場:台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

福岡市の

# 公民館

Fukuoka city  
Public Hall



 **福岡市**  
FUKUOKA CITY

# 公民館って こんなところ

~こんなことができます~

## 集まる

地域活動の場や  
地域活動参加への  
きっかけづくりの場！

公民館は、生活の中で気軽に人が集まり、  
学び合いを通じて、友達ができたり、交流が  
できたりと、人と人がつながっていく場所です。

### 部屋をつかう

グループ・サークル活動、  
地域活動の打ち合わせな  
どでの利用ができます。

### 本を読む

公民館には、絵本などの図書  
があり、誰でも利用できます。

福岡市の公民館は、各小学校区に1館ず  
つ（一部新設校等を除く）設置しています。  
はじめての方も気軽に最寄りの公民館  
へお越しください。



### 主催講座に参加する

地域住民の主体的な学びにつながる講座を  
実施。地域の方や事業者の方を講師に迎え、  
地域が求めている学びを提供しています。

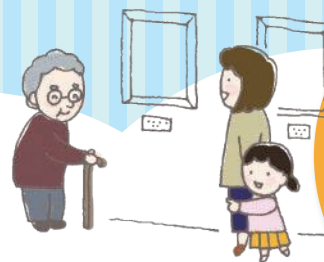


### 勉強会を開く

公民館は自主的な学び  
の場です。新たに学びた  
いことができたなら、地域  
の仲間を集めて学んで  
みましょう。

### 生涯学習と 地域コミュニティ の推進！

自分のため、他人のため、地域のために、様々なことを、  
主催講座やグループ・サークル活動などを通じて学ぶ  
ことができます。



公民館は地域の窓口！  
「共創」のまちづくりに向けて、  
つなぐ支援をします。

公民館は様々な主体をつなぐことで、新たな担手の  
創出や新たな取り組みを促し、地域の社会的課題の解  
決を目指しています。

福岡市では、持続可能な地域  
コミュニティの実現に向けて、  
自治協議会と市がパートナーと  
して、企業や商店街、NPO、  
大学など様々な主体と地域の  
未来を共に創る「共創」のま  
ちづくりを進めています。



### 情報を集める

地域の情報、他の公民館や施  
設の講座情報のほか、地域  
の方の作品展示などもあります。

### 相談をする

地域団体や行政と連携し、  
地域課題等を解決できるよ  
う一緒に考えます。



## つなぐ

